

こども・若者の意見の関連施策への反映について

1. 背景

昨年4月1日に施行された「こども基本法」第11条において、こども施策の策定等にあたっては、対象となるこども等の意見を反映させるために必要な措置を講じるよう規定されている。

これを踏まえ、本年3月には、国において、こども・若者の意見反映の実践方法をまとめた「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」（以下、『ガイドライン』とする）が策定されるとともに、本ガイドラインのなかで、こども施策には教育施策や雇用施策、医療施策などの幅広い施策も含まれ、こども・子育て担当課だけでなく、あらゆる部署の施策が、こども・若者が当事者になり得るものとされている。

【参考】こども基本法第11条

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

こども施策（こども基本法第2条）とは、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援、就労・結婚・妊娠・出産・育児等の各段階に応じて行われる支援、家庭における養育環境の整備その他のこどもの養育環境の整備のことである。

【参考】ガイドライン 第1章 意見反映の意義と背景

2. こども基本法上の「こども施策」とは？

こども基本法が規定するこども施策には、こどもの健やかな成長に対する支援や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主な目的とする施策に加え、教育施策や雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれます。

こども・若者が暮らすまちの未来、通学・通勤路の道路、公園や児童館、ユースセンター等の居場所や住宅、気候変動に関すること等、こども・若者の今と将来の生活に影響を与える政策や計画、施策、事業について、こども・若者は当事者になります。こども・若者は今を生きる「市民」です。こども・子育て担当課だけでなく、あらゆる部署の施策は、こども・若者が当事者になり得ると考えられます。

2. こども・若者の意見反映に係るこども政策局等の取組

長崎県こどもまんなかミーティング（こども政策局） 長崎東高校での開催
ヤングケアラーに関する意見交換会（こども政策局） 諫早高校での開催
長崎県の学校・教育に関する子どもアンケート（教育庁）

3. 各部局へのお願い

各部局においても、こども施策の策定等にあたっては、こども等の意見を反映していただくようお願いしたい。

また、こども施策の実施に当たって、総合評価方式による入札等を行う際、評価基準の一つに施策の目的等に応じて、例えば「こども・若者の視点が盛り込まれた内容となっているか」を設けることなどを検討していただきたい。

2. こども基本法上の「こども施策」とは？

意見反映のためのポイント

- 政策の当事者にこども・若者が含まれるかを考え、意見を聴くことを検討している。

こども基本法が規定するこども施策には、こどもの健やかな成長に対する支援や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主な目的とする施策に加え、教育施策や雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれます。

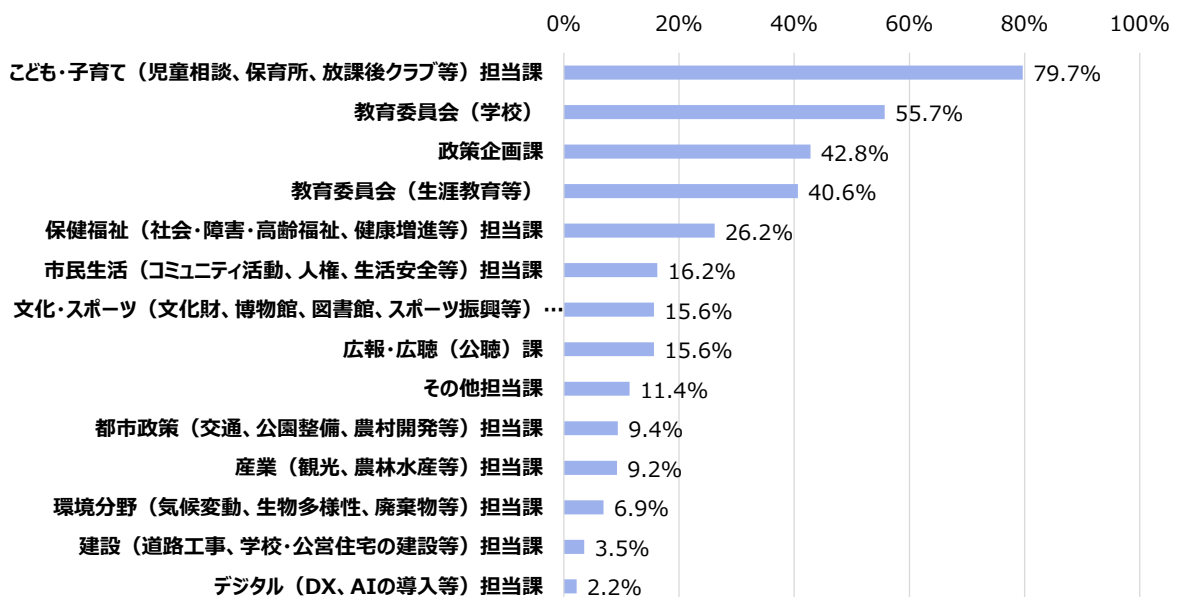
こども・若者が暮らすまちの未来、通学・通勤路の道路、公園や児童館、ユースセンター等の居場所や住宅、気候変動に関すること等、こども・若者の今と将来の生活に影響を与える政策や計画、施策、事業について、こども・若者は当事者になります。こども・若者は今を生きる「市民」です。こども・子育て担当課だけでなく、あらゆる部署の施策は、こども・若者が当事者になり得ると考えられます。

取組状況

こども・若者の意見を反映する取組は、府省庁ではこども家庭庁のほか金融庁（総合政策課）、警察庁（生活安全企画課）、国土交通省（公園緑地・景観課）、農林水産省（穀物課）、法務省（人権啓発課）等ですすでに行われている。

また、地方自治体では、こども・子育て担当課や教育委員会が取組を実施していることが多いが、政策企画課や保健福祉担当課、市民生活担当課、広報（広聴・公聴）課、文化・スポーツ課もこども・若者の意見反映に取り組んでいる。

こども・若者の意見反映を実施している都道府県・市区町村の部署(MA n=1,143)⁸



⁸ 出典)令和5年度都道府県・市区町村向けアンケートより

FAQ

Q どうすれば特定の部署だけでなく、組織全体で子ども・若者の意見反映に取り組むことができますか？

A

特定の部署のみで子ども・若者の意見反映の取組を担い、組織全体に子ども・若者の意見を聴く風土が浸透しないことに課題を感じている府省庁や地方自治体があります。

子ども・若者の意見を子ども施策に反映するにあたり、自身の部署は「関係ない」と考えている部署があると、全庁的に取り組むことが難しいかもしれません。子ども施策について、子ども・若者の意見を反映する措置を講ずることが義務になったことを知らない職員もいるでしょう。

例えば、子ども基本法や子どもの権利について理解を深めるため、子ども施策担当部局・課室が全職員を対象に研修を実施している自治体もあります。研修は外部講師を招くほか、子ども・若者の意見反映について既に取り組んでいる部署の担当者が講師役となり、どう取組を始めたか、どのような課題に直面したか等、実体験を交えて共有することも考えられます。

ヒント 組織全体で取り組む

- 計画の目標に組み込み進行管理する(新潟県新潟市)
「新潟市子どもの権利推進計画」において、子どもの権利推進に関連する事業を調査し「連携事業一覧」として計画に掲げるとともに、意見表明又は社会参加に係る取組の実施状況を成果指標に組み込み、取組状況の管理を行っています。また、市の幹部(部区長)が参集する庁議において、市長から子ども基本法の施行により、子ども・若者からの意見聴取が義務付けられたため、各部署が関連施策を検討する際は、子ども等からの意見聴取に努めることを伝えるとともに、全庁的に子ども・若者からの意見聴取の実施状況について調査を行いました。
- 横ぐし組織を活用する・つくる(岐阜県、千葉県千葉市)
広報課が全庁的な重要施策についての広聴の一環で、担当課と協力して若者の意見を聴いている例(岐阜県若者ガヤガヤ会議)や、子ども施策の総合的な推進を目的として子ども施策庁内連絡会議を設置した例(千葉市子ども施策庁内連絡会議)があります。